別表（第七条関係）

番号	区分	金額
一	製錬施設	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	三万三千三百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	百十七万五千円
	法第十二条の六第二項の認可を受けたもの	十四万九千二百円
二	加工施設	
	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	十一万六千七百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	三百九十九万五千八百円
	法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	四十万五千六百円
	（二）プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	八万三千三百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）	二百八十六万二千七百円
	法第二十二条の八第二項の認可を受けたもの	三十二万二千二百円
三	試験研究用等原子炉施設	
	（一）熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき一万六千七百円
	法第四十三条の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき十万七千七百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	原子炉一基につき三十二万三千円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき三十二万三千円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき六十二万二千百円
	（二）熱出力が五百キロワット以上の原子炉試験研究用等原子炉の設置の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第五十三条（同則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する場所に設置する試験研究用等原子炉に係るもの（基準に適合するため必要な措置を講ずる必要がないものを除く。）	
	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	原子炉一基につき八万三千百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき二百八十七万九百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき十四万九千五百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	原子炉一基につき六十二万二千百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。）	原子炉一基につき百五十七万六千百円
	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	原子炉一基につき百十七万八千三百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの	原子炉一基につき百十七万八千三百円
	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの	原子炉一基につき三十二万三千円